

社会とつながる行政法入門

大橋洋一

2017年10月発売 / 188頁 / 本体1800円+税
A5判 / 並製



編集
担当者
から

行政法は私たちの生活に関わる身近な法分野だと言われますが、学習の初めから社会との結びつきを意識することは難しく、行政法の面白さをなかなか感じられないのではないのでしょうか。

本書は、初学者の興味をひく具体的事件から行政法を説き起こす、これまでにないタイプの入門書です。目次から見出しを拾い出してみましょう。「ごみ屋敷対策」「卑劣呼のライバル登場」「タヌキの森はいま」等々——これらが、行政法のどの項目を解説するものか、想像できますか？ 本書には、大学で学ぶ行政法のコア部分が全て盛り込まれ、現代的な課題も扱われます。楽しく読み進めるうちに、入門レベル以上の力を身につけることも可能です。すでに行政法を学んだ皆さんには、ちょっと違った角度から行政法を眺めてみる読み物として、お勧めです。(Z)

Point!

P

図表やグラフ、画像を多数掲載。社会との関わりを起点に行政法を学びます。

● 事実行為を学ぶ ●

Chapter 10 活かされなかった教訓

災害対策基本法

土砂災害から身を守る

市民の生命や身体を侵害から守ることは、行政法にとって最も大切な使命です。テレビや新聞の報道を捉えて、安心・安全の確保が強調されています。傾斜の急な山が多いわが国では、台風や大雨、地震を契機に、土砂災害により多数の命が失われるなど犠牲者を出してきました(土砂災害の発生状況は、図表1に示したとおりです)。記憶に新しいところでは、2013年10月には、伊豆大島で土石流災害により死者・行方不明者が39名に上りました。また、2014年8月には、広島市安佐南区や安佐北区で豪雨による滑落で、74名にも上る死者が発生しました。いずれにおいても、新聞報道によれば、「避難勧告の発表が遅かったのではないか」、「土砂災害警戒区域の指定が遅んでいなかったのではないか」といった指摘がみられました。

災害対策の分野で、行政法はどのような仕組みを具体的に用いているのでしょうか。また、なぜ上記のような指摘が豪雨のたびに繰り返されてきたのでしょうか。本編では、災害から命や身体を守る法制度を素材に、警戒区域指定といった行政計画を学ぶほか、(法的効果を伴わない) **事実行為の重要性**について学習します。

7 災害対策基本法

7 災害対策基本法

豪雨、洪水、地震、津波といった異常な自然現象による災害に対して、防災を目的とした基本法として、災害対策基本法が制定されています。これは、1959年9月に日本中部を襲った伊勢湾台風の後を踏まえて制定された法律です。同法では、国、都道府県、市町村のそれぞれが防災に関して責務を負うことが規定されています(3条-5条)。

主要な災害対策として、同法では、①災害予防(第4章[全17条])、②災害応急対策(第5章[全68条])、③災害復旧(第6章[全4条])の3つを挙げています。これは、時系列に即して施策を整理したものです。つまり、災害が発生する以前の平時から災害を防ぐために行われる**災害予防**、実際に災害が発生するおそれがあるときや発生したときに災害から生命や身体を守るためになされる**災害応急対策**、災害が生じた後に生活支援など被害の復旧を行う**災害復旧**

図表2 土砂災害の発生状況の推移